

健康保険法規定による費用算定

当院は「健康保険法の規定による費用の算定方法」に基づき、次の事項について届け出し算定しています。

基本診察料：機能強化加算、医療 DX 推進体制整備加算、

療養病棟入院基本料(療養病棟入院料1)(在宅復帰機能強化加算、看護補助体制充実加算、経腸栄養管理加算)

救急医療管理加算、診療録管理体制加算3、医師事務作業補助体制加算1(20 対1)、

重症者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算1、

栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算2、感染対策向上加算2、

後発医薬品使用体制加算3、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算(2・4)、

入退院支援加算(1)、認知症ケア加算(3)、せん妄ハイリスク患者ケア加算、

地域包括医療病棟入院料、

入院時食事療養：入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

特掲診察料：糖尿病透析予防指導管理料、ニコチン依存症管理料、がん治療連携指導料、

薬剤管理指導料、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料、

別添1の「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院、

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料、

在宅がん医療総合診療料、検体検査管理加算(Ⅰ)、検体検査管理加算(Ⅲ)、

CT撮影及びMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、

運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、椎間板内酵素注入療法

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、輸血管理料Ⅱ、麻酔管理料(Ⅰ)

医科点数表第2章第 10 部手術の通側の 16 に掲げる手術(胃瘻造設等)、

看護職員処遇改善評価料 52、外来・在宅ベースアップ評価料1、入院ベースアップ評価料 76

協力対象施設入所者入院加算、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

その他の届出：酸素単価

保険外併用負担

個室利用料について (消費税10%)

部屋番号	患者様の負担する 料金(1日あたり)	(内、税額再掲)
201号、202号、203号、 211号、212号	3,850 円(税込)	(350)円
205号、206号	3,300 円(税込)	(300)円

180日を超える入院料について (消費税10%)

入院料の区分	患者様の負担する 料金(1日あたり)	(内、税額再掲)
一般病棟入院基本料 (地域一般入院料3)	1,655 円(税込)	(149)円

算定方法は「1,003 点 × 15% × 10 + 消費税 ≒ 1,655 円(1点10円)」

【栄養サポートチーム加算に関する取り組み事項】

当院では、**栄養サポートチーム(NST)**を配置し、**主治医と連携して栄養管理をサポート**しております。

栄養管理に関連する事項について、ご相談がありましたら主治医までお寄せください。

専任医師 大澤明彦、結城敬 専任看護師 佐塚茂美、堀内詠子、西澤香澄、井出礼菜
専任薬剤師 依田善教 専任管理栄養士 甘利貴則

【病棟薬剤業務実施加算に関する取り組み事項】

当院では、**各病棟に専任薬剤師を配置**しており、下記の病棟薬剤業務を実施しております。

《病棟薬剤業務内容》①医薬品の投薬・注射状況の把握 ②使用している医薬品の医薬品安全性情報等の把握・周知と医療従事者からの相談応需
③入院時の持参薬の確認と服薬計画の提案 ④2種類以上の薬剤を同時投与する場合の投与前の相互作用の確認
⑤ハイリスク薬等についての投与前の詳細な説明 ⑥薬剤の投与にあたり流量・投与量の計算等の実施

2階病棟専任薬剤師 小林由理恵 3階病棟専任薬剤師 依田善教

【入退院支援体制に関する取り組み事項】

当院では、**入退院支援体制の相談窓口を設置し、相談窓口責任者を配置**しております。

退院に係る病気・生活上の事項について、ご相談がありましたら病棟ナースステーションまでお寄せください。

《入退院支援・地域連携業務内容》①入院後3日以内に退院困難な患者さんの抽出 ②入院後7日以内に患者さん・ご家族さんとの面談
③退院に向けて多職種によるカンファレンスの実施 ④他医療機関や介護サービス事業所担当者と面会し、転院・退院体制に関する情報の共有
入退院支援専従看護師 小宮山裕美看護師、2階病棟入退院支援専任 田丸愛枝看護師、3階病棟入退院支援専任 青木菜摘社会福祉士、
入院時支援専任 宿岩結子看護師 ※上記以外にも、各部署の責任者が対応いたします。お気軽にお声がけください。

【感染対策向上加算2に関する取り組み事項】

当院では、**医療安全管理部を設置し、院内感染対策に取り組ん**でおります。感染対策に係る事項について、ご意見・ご相談がありましたら受付窓口までお寄せください。

①院内感染防止対策加算1の施設との定期的なカンファレンスの実施 ②定期的な院内ラウンド(週1回) ③感染防止対策委員会の開催(月1回以上)
④各治療室、病室等入り口への手指消毒剤の整備 ⑤院内研修会(年2回以上) ⑥特定抗菌剤の届出制 ⑦スタンダードプリコーションの遵守
⑧県との医療措置協定締結

相談窓口責任者 大澤明彦医師(院内感染管理者)

【医療安全対策加算2に関する取り組み事項】

当院では、**医療安全管理部を設置し、医療安全管理者を配置**しております。医療安全に係る事項について、ご意見・ご相談がありましたら受付窓口までお寄せください。

相談窓口責任者 小須田春子看護師(医療安全管理者)

【医師・看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する取り組み事項】

当院では、**医師・看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する**取り組みとして下記のものを行っております。

①負担軽減に関する委員会の開催(年2回) ②負担軽減及び処遇の改善に資する計画の策定・達成度の管理

責任者 大橋正明医師 島崎君江看護師

【禁煙外来に関する取り組み事項】

当院では、**敷地内全面禁煙を施行の上、禁煙外来を設置し、禁煙外来経験のある医師・専任看護師を配置**しております。

禁煙外来担当医 植竹智義、 専任看護師 由井祐香

【医科初診料の機能強化加算に関する取り組み事項】

当院では、**地域におけるかかりつけ医機能として、相談窓口を設置**しております。下記の内容等について、ご相談がありましたら受付窓口までお寄せください。

①健康診断の結果等の健康管理に係る相談 相談窓口 健康管理部門

②保健・福祉サービスに関する相談 相談窓口 地域医療福祉部門

※上記受付時間以外の夜間・休日にご相談の場合は、総合受付または電話 0267-86-2360 へお寄せください。

【生活習慣病管理料2に関する取り組み事項】

当院では、**生活習慣病管理料2**の算定をしており、下記の対応を実施しております。

《生活習慣病管理業務内容》①医薬品の28日以上処方またはリフィル処方の実施 ②対象患者への療養管理計画書の発行・説明

【医療情報取得加算に関する取り組み事項】

当院では、**医療情報取得加算**の算定をしており、下記の対応を実施しております。

①オンライン資格確認を行う体制の実施 ②患者に対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用しての診療

【医療DX推進体制整備加算に関する取り組み事項】

当院では、**医療DX推進体制整備加算**の算定をしており、オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

【外来後発医薬品使用体制加算に関する取り組み事項】

当院では、**外来後発医薬品使用体制加算**の算定をしており、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。なお、状況に応じて患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

【一般名処方加算に関する取り組み事項】

当院では、**外来後発医薬品使用体制加算**の算定をしており、一般名(成分名)により処方しております。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応することができます。なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

【協力対象施設入所者入院加算に関する取り組み事項】

当院では、**協力対象施設入所者入院加算**の算定をしており、次の介護保険施設に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設にて療養を行っている患者の病状の急変等に対応することとしております。【協力対象となる介護保険施設】 特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷 相談窓口 外来部門

機能強化加算に係る院内掲示

当院は「かかりつけ医」として次のような取り組みをおこなっています

- 専門医師又は専門医療機関への紹介を行っています。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

医療機関名 佐久穂町立千曲病院

※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。



長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、
一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供することがあります。

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願い致します。



とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

2

本人確認

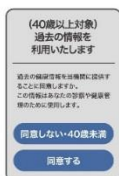
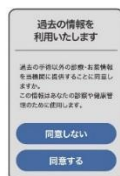
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。



3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。



※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



医療 DX 推進体制整備加算に係わる掲示について

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方せんの発行については現在整備中です。

(令和 6 年 7 月 31 日までの経過措置)

- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

(令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置)

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

佐久穂町立千曲病院長

患者のみなさまへ

令和 6 年 10 月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品 (ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare